

労働基準法における「労働者」に関する研究会 開催要綱

1. 趣旨・目的

今後の労働基準関係法制について包括的かつ中長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第 12 条に基づく労働基準法等の見直しについて、具体的な検討を行うことを目的として「労働基準関係法制研究会」（座長：荒木尚志東京大学大学院法学政治学研究科教授（当時））が開催され、これからの労働基準法制の在り方について報告書がとりまとめられたところである。

同報告書においては、昭和 60 年にとりまとめられた労働基準法研究会報告「労働基準法の「労働者」の判断基準について」について、その作成から約 40 年が経過し、働き方の変化・多様化に必ずしも対応できない部分が生じており、この間に積み重ねられた事例・裁判例等を分析・研究し、学説も踏まえながら見直しの検討をすることや、国際的な動向も視野に入れながら総合的な研究を行うことの必要性について指摘がなされ、厚生労働省において専門的な研究の場を設けて総合的な検討を行うべきこととされている。

そこで、労働基準法上の労働者性に関する幅広い知見を有する専門家を参集し、労働者性の判断基準に関する分析・研究を深めることを目的として、「労働基準法における「労働者」に関する研究会」（以下「本研究会」という。）を開催する。

2. 検討事項

本研究会においては、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- ① 労働基準法上の労働者性に関する事例、裁判例等や学説の分析・研究や、プラットフォームワーカーを含む新たな働き方に関する課題や国際的な動向の把握・分析
- ② 労働基準法上の労働者性の判断基準の在り方
- ③ 新たな働き方への対応も含めた労働者性判断の予見可能性を高めるための方策

3. 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会においては、必要に応じ、(1)の参集者以外の者の出席を求めることがある。
- (3) 研究会、会議資料及び議事録については、原則として公開とする。ただし、個社のヒアリング等、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (4) 本研究会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は座長が指名する。
- (5) 本研究会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。

(別紙)

労働基準法における「労働者」に関する研究会
参集者名簿

あしの 芦野	のりかず 訓和	専修大学法学部教授	
いわむら 岩村	まさひこ 正彦	東京大学名誉教授	
おばた 小畑	ふみこ 史子	京都大学大学院人間・環境学研究科総合人間学部教授	
かさぎ 笠木	えり 映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
かわた 川田	たくゆき 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授	
しまだ 島田	ゆうこ 裕子	京都大学大学院法学研究科教授	
しんやしき 新屋敷	えみこ 恵美子	九州大学法学部准教授	
たけうち 竹内	おくの (奥野)	ひさし 寿	早稲田大学法学学術院教授
みずまち 水町	ゆういちろう 勇一郎	早稲田大学法学学術院教授	

(敬称略・五十音順)